

ナショナルミニマムに関する議論の参考資料

医療保険制度の患者一部負担の推移

～昭和47年 12月		昭和48年1月～		昭和58年2月～	平成9年9月～	平成13年1月～	平成14年10月～	平成15年4月～	平成18年10月～	平成20年4月～		
老人医療費 支給制度前		老人医療費支給制 度（老人福祉法）		老人保健制度							75歳以上	長寿（後期高 齢者）医療制 度
国保	3割	老 人	なし	入院 300 円/日 外来 400 円/月	→1000 円/日 → 500 円/日 （月 4 回まで） + 薬剤一部負担	定率 1 割負担 （月額上限付き） * 診療所は定額制 を選択可 薬剤一部負担の廃止 高額医療費創設	定率 1 割負担 （現役並み所得者 2 割）	定率 1 割負担 （現役並み所得者 3 割）	定率 1 割負担 （現役並み所得者 3 割）	1 割負担 （現役並み所 得者 3 割）		
被用者本人	定額 負担		国保	3割 高額療養費創設（S48～）	入院 3 割 外来 3 割 + 薬剤一部負担	3 割 薬剤一部負担の廃止				3 割	70歳 ～ 74 歳	2 割負担 （現役並み所 得者 3 割）
被用者家族	5 割	被用者 本人	定額 → 1 割（S59～） 高額療養費創設	入院 2 割 外来 2 割 + 薬剤一部負担	70歳未 満		3 割 （義務教育就 学前 2 割負 担）					
		被用者 家族	3 割（S48～） → 入院 2 割（S56～） 高額療養費創設 外来 3 割 （S48～）	入院 2 割 外来 3 割 + 薬剤一部負担								

（注）・1994（平成 6）年 10 月から入院時食事療養費制度創設、2006（平成 18）年 10 月から入院時生活療養費制度創設

・2002（平成 14）年 10 月から 3 歳未満の乳幼児は 2 割負担に軽減、2008（平成 20）年 4 月から義務教育就学前へ範囲を拡大

・2008（平成 20）年 4 月からの 70 歳～74 歳の高齢者の患者負担の見直し等について、凍結等

入院時の食費・居住費について

経緯

平成6年10月

食費に係る負担を導入(食材料費のみ)

※ 標準負担額(患者負担額)については、600円(1日)→760円(平成8年)→780円(平成13年)→260円(1食)(平成18年)に変遷

平成18年10月

療養病床に入院する65歳以上の方に、食材料費に加え、調理費及び居住費の負担を導入

※ 介護保険施設に入所している方とのバランス

※ 年金給付を受けている場合、基礎的な生活費の二重給付を解消する

標準負担額

区分	療養病床に入院する 65歳以上の方 (難病の患者などを除く)	左以外の方 (一般病床など)
一般の方	(食費) <u>1食460円</u> (居住費) <u>1日320円</u>	1食につき 260円
市町村民税非課税の世帯に属する方等	(食費) 1食210円 (居住費) 1日320円	1食につき 210円
上記のうち、世帯全員が一定の所得以下	(食費) 1食130円 (居住費) 1日320円	1食につき 100円

平成17年10月介護保険法改正により
介護保険施設の食費(食材料費+調理費
(調理員の人件費))・居住費(光熱水費)を利用者負担に。

(参考)介護保険施設 に入所している方(多床室)	
一般の方の標準的な負担額	(食費) <u>1日1380円</u> (居住費) <u>1日320円</u>
年金80万円超で市町村民税非課税	(食費) 1日650円 (居住費) 1日320円
年金80万円以下の者	(食費) 1日390円 (居住費) 1日320円
生活保護	(食費) 320円 (居住費) 0円

実効給付率の推移

(単位:%)

	高額療養費 自己負担 限度額	政管一般			組合健保			国保 市町村	老健
		被保険者 (70歳未満)	被扶養者 (70歳未満)	計	被保険者 (70歳未満)	被扶養者 (70歳未満)	計		
48年度	48. 10～ 30,000円	98.6	60.7	84.7	98.4	76.1	87.3	70.7	—
49年度		98.9	71.9	88.2	98.7	80.5	89.2	72.3	—
50年度		99.1	73.0	88.3	98.9	81.3	89.5	74.5	—
51年度	51. 8～ 39,000円	99.2	73.3	88.2	99.1	81.0	89.2	75.0	—
52年度		99.0	73.5	88.0	98.8	80.6	88.8	75.0	—
53年度		98.2	74.4	87.7	97.9	81.0	88.5	76.0	—
54年度		98.3	74.9	87.8	98.0	81.1	88.6	76.5	—
55年度		98.3	75.5	88.1	98.1	81.6	89.0	77.1	—
56年度	56. 3～ 低 15,000円	97.8	76.8	88.2	97.4	81.8	88.8	77.5	—
57年度	57. 9～ 45,000円	97.9	76.8	88.5	97.5	81.3	88.7	78.2	—
58年度	58. 1～ 51,000円	97.9	75.3	89.4	97.6	81.4	89.8	76.3	98.4
59年度	59. 10～ 低 30,000円	94.4	75.4	86.9	94.5	81.2	87.9	76.7	98.4
60年度		90.3	75.8	84.3	91.4	80.2	85.8	77.9	98.5
61年度	61. 5～ 54,000円	90.3	75.9	84.3	91.5	80.1	85.8	78.2	98.2
62年度		90.3	75.9	84.2	91.6	80.2	85.9	78.5	96.5
63年度		90.4	75.8	84.2	91.6	80.4	86.0	78.6	96.6
元年度	元. 6～	90.3	75.8	84.2	91.5	80.1	85.9	78.5	96.7
2年度	57,000円 低 31,800円	90.4	75.9	84.3	91.6	80.2	86.1	78.7	96.7
3年度	3. 5～	90.4	75.8	84.4	91.6	80.2	86.2	78.6	96.7
4年度	60,000円 低 33,600円	90.5	76.1	84.6	91.8	80.6	86.6	79.1	96.1
5年度	5. 5～	90.5	76.3	84.8	91.9	80.9	86.8	79.3	95.8
6年度	63,000円 低 35,400円	90.3	76.0	84.5	91.3	80.1	86.1	79.1	95.4
7年度	8. 6～ 63,600円	90.2	76.1	84.6	91.0	79.5	85.7	78.8	94.8
8年度	13. 1～ 一般:63,600円+1%	90.3	76.0	84.5	91.3	79.1	85.6	78.5	94.8
9年度		上位所得者:121,800円+1%	84.7	75.5	81.0	86.5	77.6	82.3	77.9
10年度	低所得者:35,400円	81.2	75.2	78.8	83.5	76.4	80.2	77.6	92.8
11年度	15. 4～ 一般:72,300円+1%	81.3	75.2	78.8	83.3	76.1	79.9	77.7	92.7
12年度		上位所得者:139,800円+1%	81.3	75.3	78.9	83.1	76.0	79.7	77.9
13年度	低所得者:35,400円	81.2	75.1	78.7	83.0	75.6	79.5	77.6	92.0
14年度	「1%」は一定限度額を超えた医療費の1%	81.1	75.3	78.7	82.7	75.8	79.5	77.7	91.3
15年度		74.0	75.1	75.0	75.9	75.9	76.4	79.0	91.1
16年度		74.3	75.4	75.6	76.1	76.0	76.7	79.7	91.3
17年度		74.4	75.5	75.9	76.0	75.9	76.7	80.2	91.5
18年度		74.4	75.5	76.1	75.9	76.0	76.8	81.3	91.2

(注1) 国保市町村の59年度以降は、一般被保険者のみについての数値である。

(注2) 老人保健法施行前は70歳以上の加入者を含む。

(注3) 老健は、3-2ベースの数値である。

被用者保険の適用範囲の主な変遷について

(年金・医療)

昭和55年

・健康保険及び厚生年金保険について、通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上であれば適用されることを明確化

※ ①週所定労働時間:20時間以上、②賃金:月額9万8千円以上、③勤務期間:1年以上(見込み)、④学生以外 を満たす者を適用対象とすることなどを盛り込んだ被用者年金一元化法案が第166回通常国会に提出(平成19年4月)されたが、平成21年7月21日の衆議院解散により廃案となった。

(雇用保険)

昭和50年～

・所定労働時間:通常の労働者のおおむね4分の3以上かつ22時間以上 ・年収:52万円以上
・雇用期間:反復継続して就労すること

平成元年～

・週所定労働時間:22時間以上 ・年収:90万円以上 ・雇用期間:1年以上(見込み)

平成6年～

・週所定労働時間:20時間以上 ・年収:90万円以上 ・雇用期間:1年以上(見込み)

平成13年～

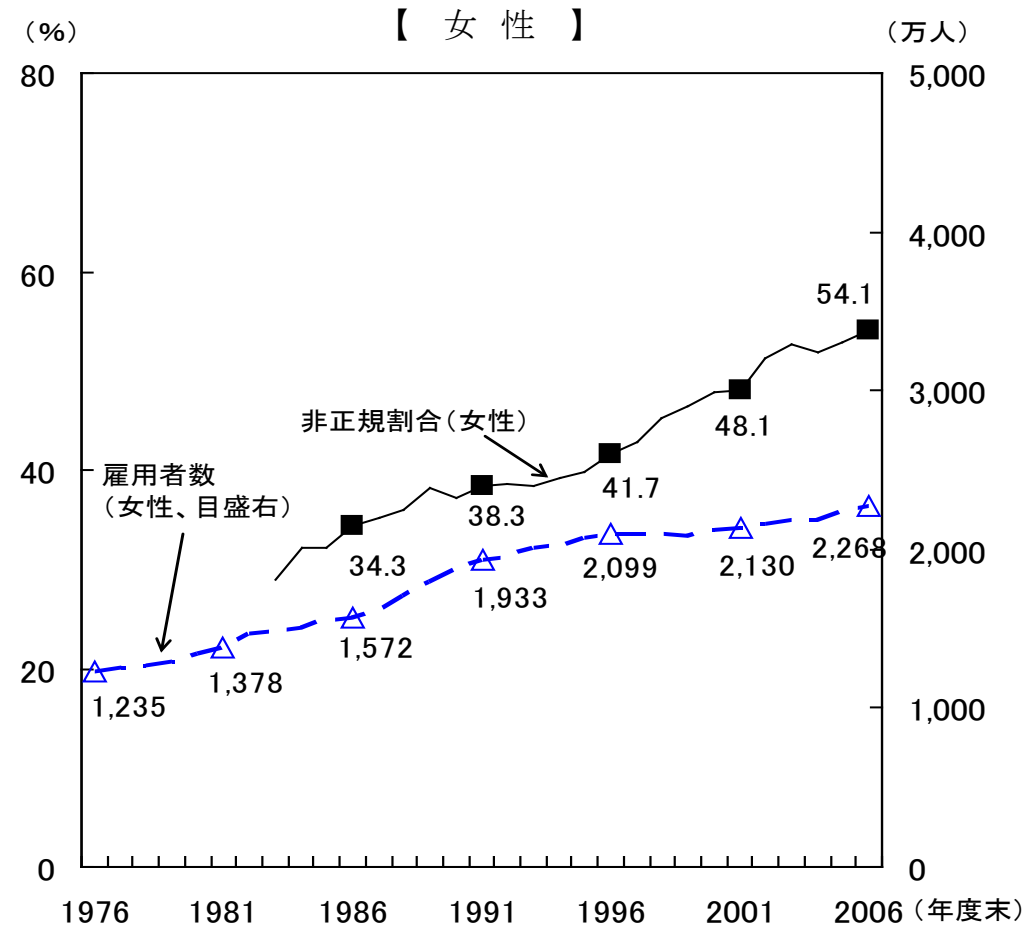
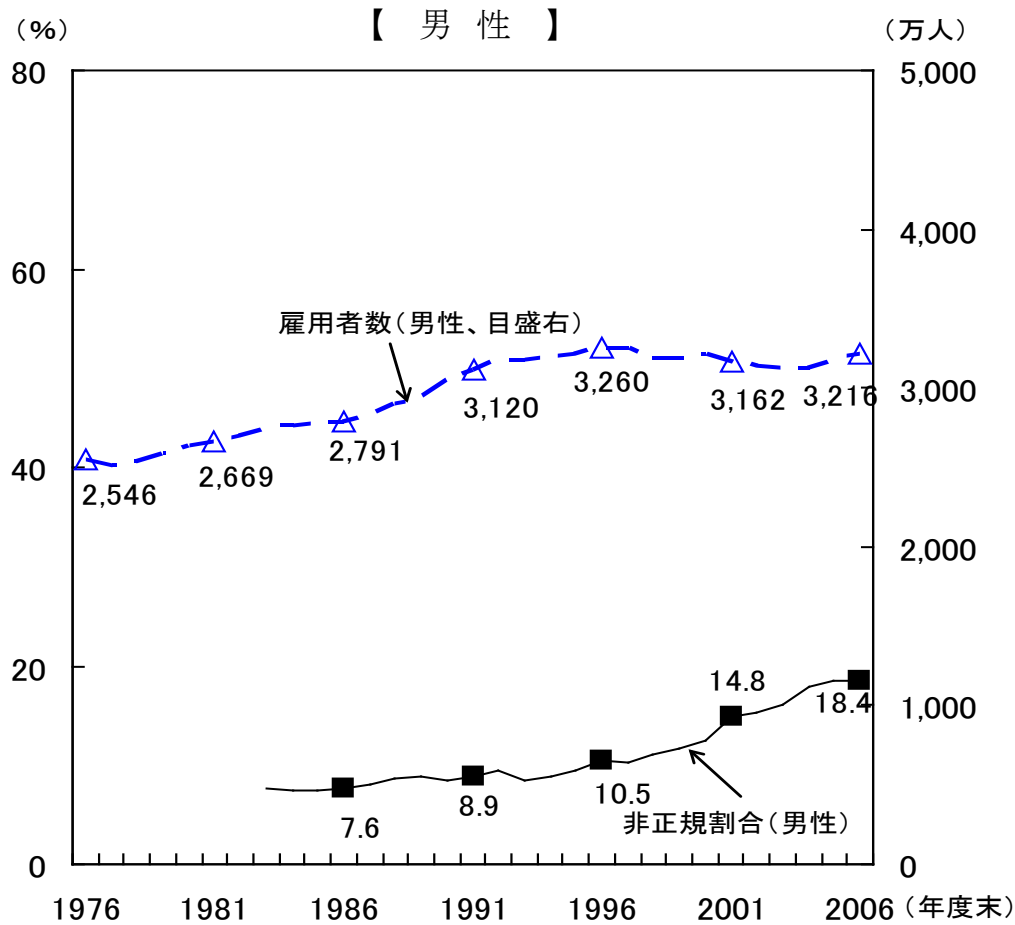
・週所定労働時間:20時間以上 ・年収:(年収要件を廃止) ・雇用期間:1年以上(見込み)

平成21年～

・週所定労働時間:20時間以上 ・雇用期間:6か月以上(見込み)

雇用者数と非正規労働者割合の推移(男女別)

○男女別にみると、非正規割合は男女とも上昇傾向であるが、特に女性の非正規割合の上昇が大きい。

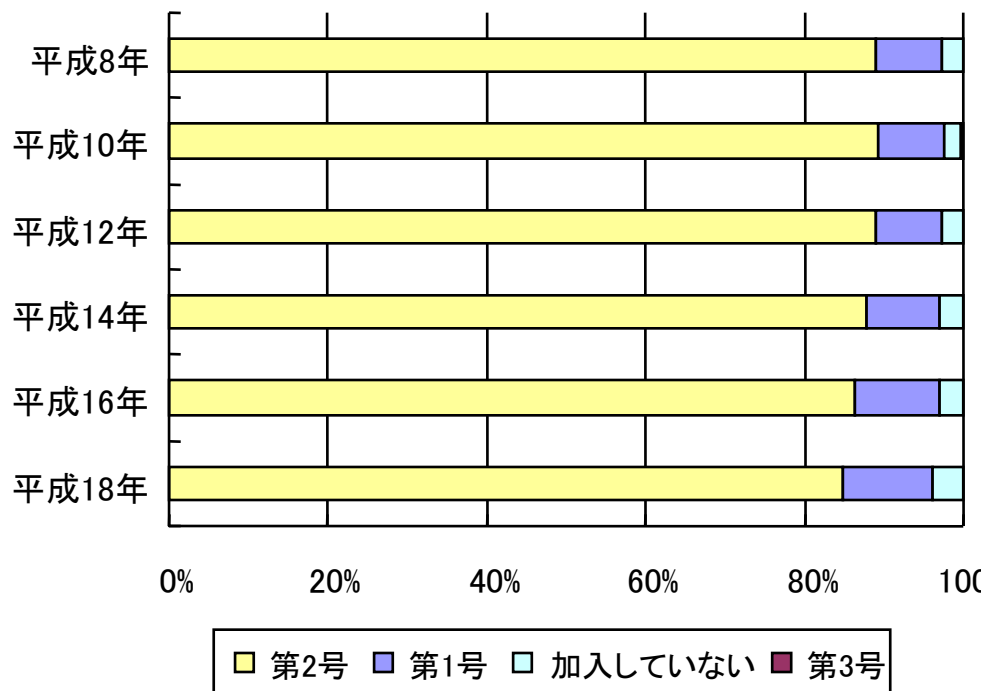


(出典) 社会保障国民会議分科会(所得確保・保障(雇用・年金)第2回資料6-1を基に社会保障担当参事官室において作成
 (資料出所) 総務省統計局「労働力調査」「労働力調査(詳細集計)」「労働力調査特別調査」
 (注) 非正規割合は役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合である

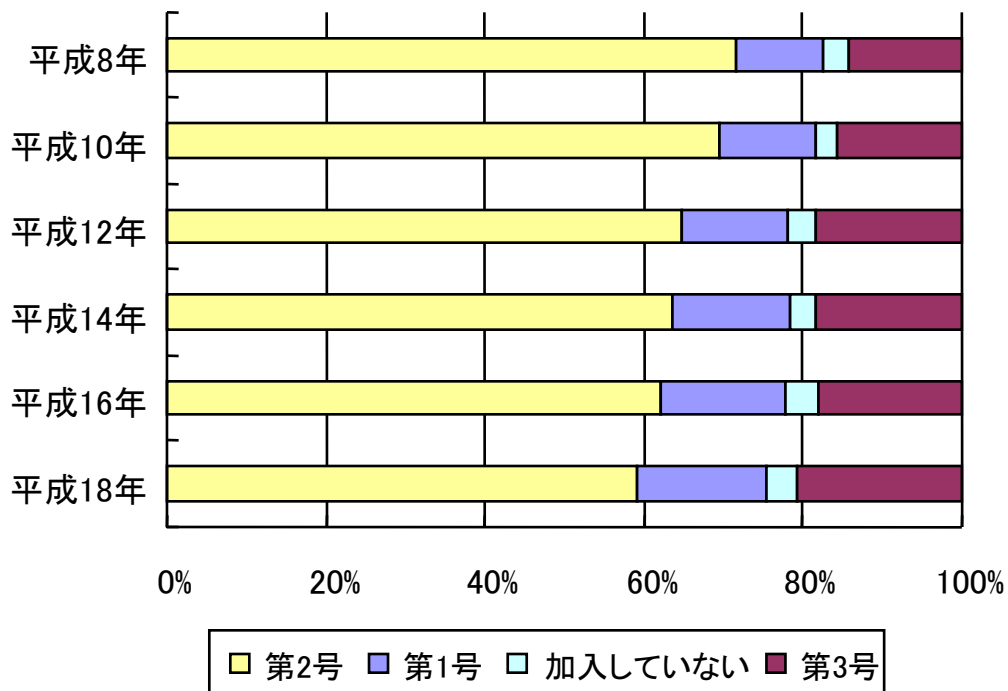
就業形態及び年金の適用状況(イメージ)

○ 雇用者に占める非正規雇用者の増大に伴って、雇用者でありながら報酬比例部分の給付がない第1号被保険者又は第3号被保険者の割合が、特に女性において増えている。

雇用者(役員含)の公的年金加入状況(男性20-59歳)



雇用者(役員含)の公的年金加入状況(女性20-59歳)

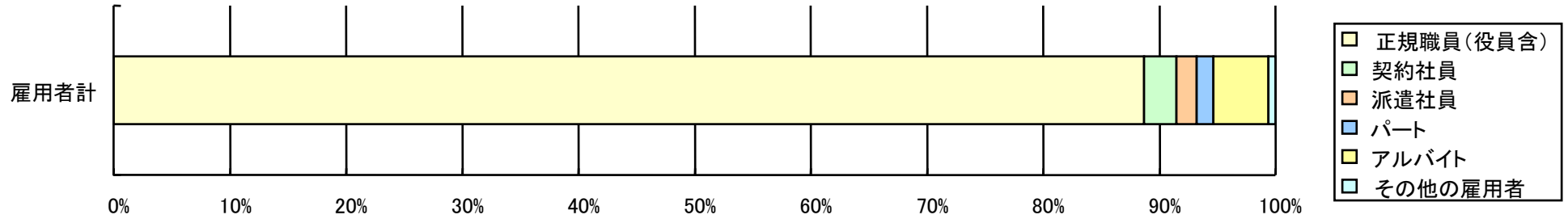


(出典) 社会保障国民会議分科会(所得確保・保障(雇用・年金)第2回資料6-1を基に社会保障担当参事官室において作成
(資料出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

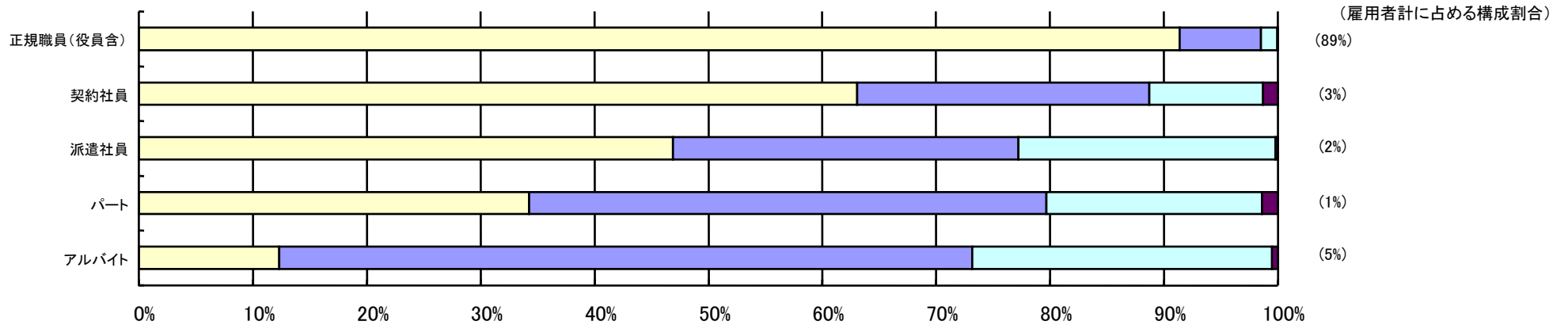
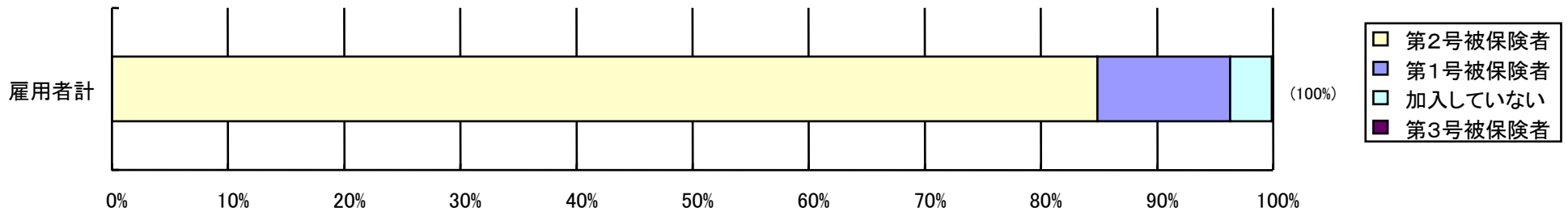
(注) 国民生活基礎調査の「加入していない」には、被保険者数の状況からみて第1号被保険者であるが保険料未納となっている者等が相当数含まれているものと考えられる

平成18年の状況(男性)

雇用者の雇用形態の状況(20-59歳)



雇用者の公的年金加入状況(20-59歳)

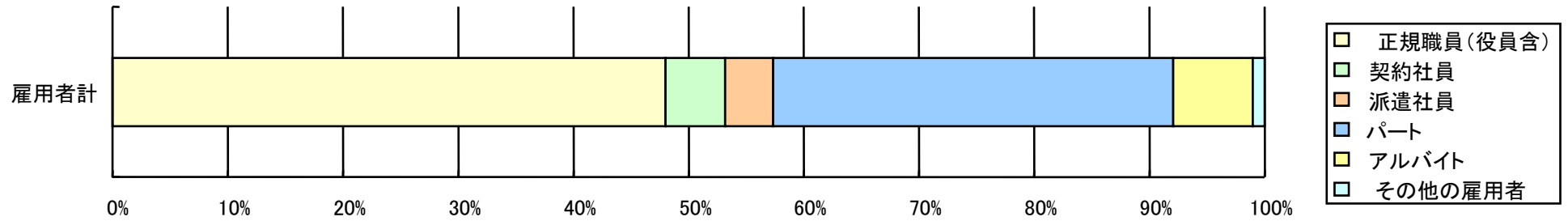


(出典) 社会保障国民会議分科会(所得確保・保障(雇用・年金)第2回資料6-1を基に社会保障担当参事官室において作成

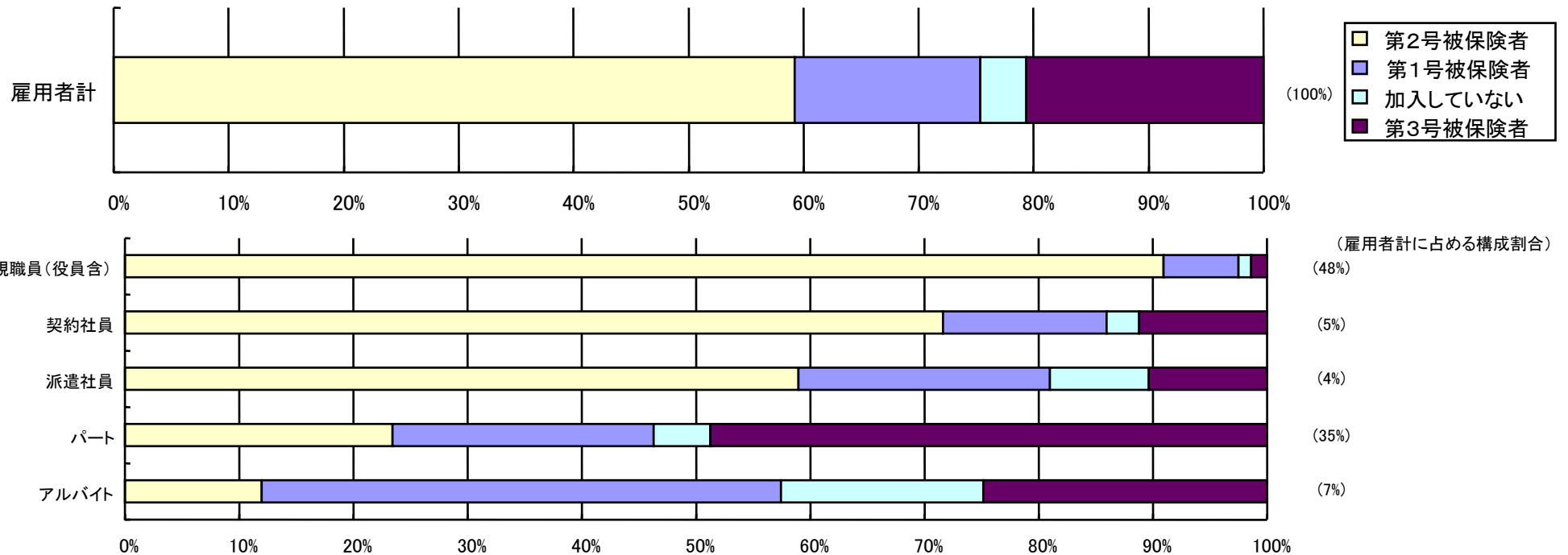
(資料出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」 (注) 雇用形態は勤め先での呼称である

平成18年の状況(女性)

雇用者の雇用形態の状況(20-59歳)



雇用者の公的年金加入状況(20-59歳)

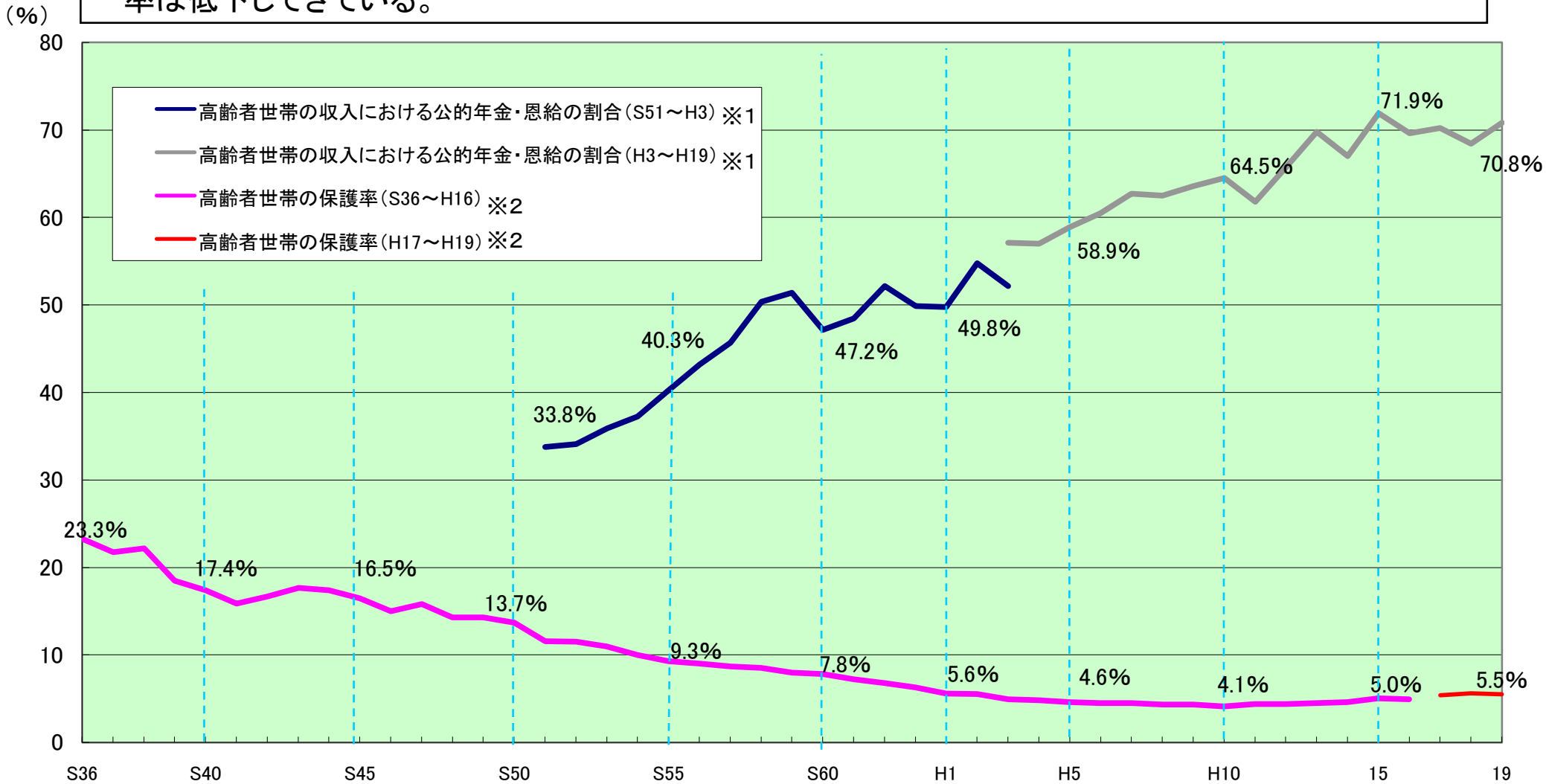


(出典) 社会保障国民会議分科会(所得確保・保障(雇用・年金)第2回資料6-1を基に社会保障担当参事官室において作成

(資料出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」 (注) 雇用形態は勤め先での呼称である

(参考) 高齢者世帯の収入における公的年金・恩給の割合と被保護率の推移について

○ 長期的にみて、高齢者世帯の収入における公的年金・恩給の割合は上昇し、高齢者世帯の被保護率は低下してきている。



※1 国民生活実態調査及び国民生活基礎調査における高齢者世帯。平成2年までは男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成するか、又はこれらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯、平成3年からは65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

※2 保護率の算定における高齢者世帯は、平成16年度までは、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯、平成17年度からは、男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯をいう。

3 社会保障の機能強化のための改革

6 セーフティネット機能の強化

非正規労働者のような制度の適用から外れる層の発生や未納問題など基礎年金制度を巡る問題、「年長フリーター」、「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」など、現在様々に指摘されている社会保障のセーフティネット機能の低下をめぐる指摘について分析すると、現在の社会保障制度の体系や制度を支える基本的考え方それ自体が、雇用の流動化・就労形態の多様化、女性・高齢者の社会参画の拡大、ライフスタイルの多様化といった社会経済状況の変化、私たちの暮らし方の変化に対応できていないことに大きな背景・要因があるのではないかと考えられる。

働き方に中立的な制度設計、派遣労働者や短時間労働者等の非正規労働者への適用拡大、個人単位の制度適用と世帯単位の制度適用の関係整理など、社会保障制度全体について、社会経済の実態に即した制度の再点検・見直しを早急に行い、具体的な対応策を講じることが強く望まれる。